



議案第五十四号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十年四月二十六日

三朝町長 松村 衛 成

昭和五〇年四月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の三・三」を「百分の三・八」に改める。

第四条中「百分の三十五」を「百分の三十七」に改める。

第五条中「四千四百円」を「五千七百円」に改める。

第五条の二中「五千七百円」を「七千二百円」に改める。

第九条第三項中「当該被保険者となつた日の属する日から、当該被保険者につき月割をもつて算定した第二条の額を」を「当該被保険者につき算定した第二条の合計額（当該額が二万円から本項の規定の適用がないものとした場合に算定されるべき当該納税義務者に係る第二条の額を控除した残額を超える場合には、当該残額）を、当該被保険者となつた日の属する月から、月割をもつて」に改め、同条第四項中「当該被保険者でなくなつた日の属する月から、当該被保険者でなくなつた者につき月割をもつて算定した第二条の額

を「当該被保険者でなくなつた者につき算定した第二条の合算額（当該額が十二万円から当該被保険者でなくなつた者が第一項の賦課期日において当該世帯に属する被保険者でなかつたものとみなして算定した第二条の額を控除した残額を超える場合には、当該残額）を、当該被保険者でなくなつた日の属する月から、月割をもつて」に改める。

第十条の二第一項中「千九百八十円」を「二千六百四十円」に、「二千五百八十円」を「三千四百二十円」に改め、同条第二号中「十一万円」を「十三万円」に、「千三百二十円」を「千七百六十円」に、「千七百二十円」を「二千二百八十円」に改める。

附則第四項中「昭和四十六年度から昭和五十一年度まで」を「昭和五十年から昭和五十六年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

改正後の三勸町国民健康保険税条例の規定は、昭和五十年分の国民健康保険税から適用し、昭和四十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。